

港北区災害ボランティア連絡会 News



事務局 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸13-1吉田ビル206 港北区社会福祉協議会

TEL 045-547-2324 FAX 045-531-9561

FB 港北区災害ボランティア連絡会

118号

2023年7月



- * 入会は随時受け付けています。
- * あなたの町の防災度を高めるためにお力を貸してください。

避難所支援のあんなこと、こんなこと

熊本地震では事前に避難所運営委員会のような組織がなかったため、避難所となった学校の教職員や行政職員は大変な苦勞をしました。横浜市の場合は避難所運営にいかにかボランティアを組み込んでいけるかを、事前に検討調整することができるはずです。

- ポイント1 避難所運営は長期化することを覚悟しよう
- ポイント2 避難者は「お客様」ではないことを意識しよう
- ポイント3 運営委員だけでがんばりすぎないようにしよう

災害が起きたら避難所へと言う発想は、水害時にはとても大切ですが、地震の場合は違うはず。しかし家の中がぐちゃぐちゃでライフラインも情報もストップすると心細さから避難所へ向かう人が大勢います。ですから事前の減災対策(家具の固定や食料、水、簡易トイレの備蓄)を防災訓練でしつこく呼びかけることが大切です。



西日本豪雨 坂町にて 宇田川撮影

ボランティアができる避難所支援活動は

- ① 在宅避難者がすべて避難所に登録してくるとは考えられません。避難所への登録が必要と思っている住民は多くはないでしょう。ですから在宅避難者の調査を早急にすべきですが、これには人手が必要でボランティアの出番といえます。
- ② 食事が支給されるようになったとしても、おにぎり、菓子パン、揚げ物中心の弁当といったパターンが続く可能性があります。各避難所は早急に自分たちで炊き出しをする体制を作ることが、みんなの健康を守るためにも大切です。そのための道具や食材の支援が必要です。
- ③ 学校が避難所になると教育活動ができなくなる可能性があります。また保護者も仕事や家の片付けで子供の面倒を見ることができなくなるため、保育や学習支援、遊びの提供が求められます。一方高齢者はやることもなく1日布団の中の生活になり、生活不活発の危険性が大きくなります。巡回する保健師さんと相談しながら良いプログラムを提供する活動も大切です。足湯はどの被災地でもとても喜ばれています。
- ④ 全国から届く救援物資の運搬、仕分け、配分は数多くの人手を要する作業です。そのほかにもいろいろな作業があります。

(宇田川)

拡大写本グループ赤いくつ

拡大写本とは、弱視者や高齢者などのため、文字を読み易く、工夫を加えて、大きく書き写すことです。グループは来年40年目を迎えることとなります。多くの先輩の教えをいただき活動を続けられています。(メンバー現在11名)

定例会は、原則として月2回(第1・3木曜)社協をお借りしていますが、「拡大写本」に関してはほとんど自宅の作業(写本)となります。「写本」の済んだものを持ち寄って「校正」を3回ほど繰り返し製本します。

現在「赤いくつ」では主に拡大教科書を製作(手書き・PC)しています。以前は児童書や小説、料理のレシピ、時刻表なども製作(手書き)していましたが、現在はコピー機・PCの発達で依頼はほとんどありません。

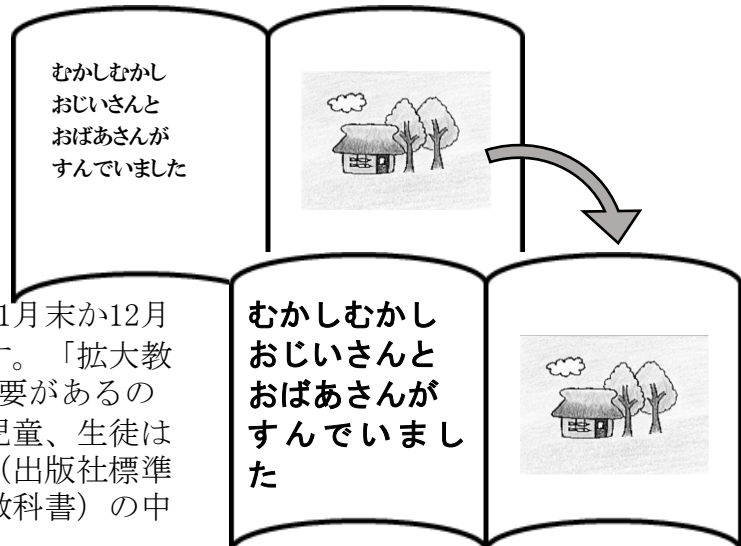
教科書には守らなければならない約束事がさまざまあります。「原本教科書」や「教科書データ」は前年度の11月末か12月初旬に手元に、それから製作に入ります。「拡大教科書」を4月1日までにはお届けする必要があるので、気合を入れて製作にあたります。児童、生徒は一般教科書、点字教科書、拡大教科書(出版社標準拡大教科書、ボランティア製作の拡大教科書)の中から選ぶことができます。

メンバーの多くが「虫眼鏡」が必要な年齢に、加えて様々な問題があります。「デジタル教科書」に移行するにあたって私たちにどのような変化がおきるのか、「発達障害児」への支援のための教科書(全ルビ教科書、分かち書き、レイアウト違いの教科書 etc.)に対応できるのかなど。

でもメンバーは出来るだけ依頼に応えたいと思って活動を続けています。

(赤いくつ・付岡博子)

* 分かち書き: 文章において語の区切りに空白を挟んで記述すること。分かち書きすることで、文の意味を理解しやすくなります。



作: 付岡

防災コラム 「台風2号での災害救助法適用の実例」

災害救助法の適用基準には、自治体人口比で何件以上の被害があったかという明確な基準のある1号条項と、4号の「多数の人が避難して救助を必要とする被害」が出た場合は内閣府の定める基準(内閣府令2条1号)によるものがあります。4号の場合基準が不明確なため自治体が「多数の被害」をどのように解釈するかで適用に迷うケースがあります。しかし災害救助法の大切な趣旨は「大災害での支援は自治体だけでは負担が大きいのので国も援助する」というものです。4号適用を迷わず進めよう、そのために迅速な情報収集をしようとする静岡県で防災対策や災害時の法律適用について積極的に発言している永野海弁護士は言っています。

災害救助法を適用する主体は都道府県知事です。今回静岡県の照会に対し適用を見送った市がありましたが、それは被災者が受けられる支援がなくなってしまうことを意味します。

静岡市の応急修理制度では、半壊以上= 706,000円、準半壊では343,000円が支給されます。災害援護資金貸付制度は最大350万円の枠があります。生活再建では多くの資金が必要です。その一助になるお金が受け取れるかどうかは大きな問題で、自治体の判断力が問われます。

(宇田川)

「個人情報」の話をする時に、まず話題になるのが「個人情報保護法」です。では、私たちは「個人情報保護法」についてどれだけのことを知っているのでしょうか。

「個人情報保護法」正確には「個人情報の保護に関する法律」といいます。法律において重要なのは、その法律が何を目的として作成され、施行されているかということです。「個人情報の保護に関する法律」の「第1章総則第1条(目的)」には次のように記載されています。

この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

よく読むと、「個人情報の保護に関する法律」の「第1章総則第1条(目的)」には「個人情報を秘匿しろ」と書かれてはならず、

- ・ 個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定める
- ・ 個人情報の適正かつ効果的な活用
- ・ 個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること

と記載されています。

第三条(基本理念)には

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない。

とも記載されています。つまり、「個人情報の保護に関する法律」が求めていることは、「個人情報の適切な管理」と「有効な活用」なのです。ですから「個人情報保護法があるから、個人情報は一切だせない」という考え方は、必ずしも正しくはないこととなります。

しかし、個人情報は「悪用」されると詐欺被害などを誘発したり、ストーカー被害やDV被害を拡大させることにつながりますから、無秩序に公開・拡散して良いものではないことは明らかです。

また、「個人情報の保護に関する法律」で個人情報とは「特定の個人を識別することができる情報」と規定されています。1個の情報では個人の特定ができない情報であっても、組み合わせで個人特定が可能になる時は「個人情報」となります。生年月日は単体では個人情報ではありませんが、住所とセットになると個人情報になります。(多くの場合、同一住所に同じ生年月日の人は複数人居住していないと考えられるので)「氏名」がなければいい、というのは正しい理解ではないので、注意が必要です。

今回は「特定の個人を識別することができる情報」とはどのようなものなのか、について述べたいと思います。

(中島)

災害対応カードゲーム「クロスロード」

5月の定例会から、災害対応カードゲーム「クロスロード」を体験する時間をとりました。災害対応カードゲーム「クロスロード」では、ゲームの参加者は、カードに書かれた事例を自らの問題として考え、YESかNOかで自分の考えを示すとともに、参加者同士が意見交換を行いながら、ゲームを進めていきます。そして、なぜYESを選択したか、NOを選択したかをたがいに説明します。YESかNOか簡単に割り切れない設問に、互いがどう考えるかを話し合うことで、災害対応の複雑さ・難しさを体験することができます。

では、ここで質問です。

「ボランティアセンターに、スカートで手ぶらの女子高生が奉仕の申し込みに来ました。あなたは、ボランティアとして受付、受け入れますか」

→右の二次元コードからあなたの回答をお願いします。（中島）



「問題カード」と「イエス・ノーカード」
内閣府防災情報のページ

<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/keigen/torikumi/kth19005.html>



防災マップ見えますか？

1. はじめに

各地域で防災マップが作成されています。指定緊急避難場所などが掲載されています。皆さんは、これを見えていますか？

「住まい周辺の防災マップなら見ている」という方がほとんどではないでしょうか。

しかし、ここで重要なのは、学校、お勤め先などの防災マップです。

2. 職場での防災訓練にて

先日、私の職場で、火災訓練がありました。事前に実施時刻が予告されていました。実施時刻になると警報ベルが鳴り、「自衛消防隊員は配置につけ」という放送が流れました。しかし、従業員は仕事を続けていました。

職場の指定緊急避難場所は近くの学校ですが、建物前に集合することも、指定緊急避難場所に避難することはありませんでした。

3. 職場で誰が指定緊急避難場所を知っているのか？

建物内には、自治体作成の、地域の防災マップが掲示されていますが、どれほどの従業員が目にとめ、指定緊急避難場所を理解しているのでしょうか？

火災や水害、地震となれば、建物から避難場所へ避難しなければなりません。「避難誘導してくれる組織があるから大丈夫」と思っているかもしれません。

しかし、想定外は必ず起こります。避難誘導する組織がうまく機能しない場合には、自分で避難しなければなりません。

4. 終わりに

避難場所の確認は、そんなに時間がかかるものでもありません。休日にでもちょっと見てください。（岩撫）

参考：横浜市の指定緊急避難場所について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/jishin/place/yogo/hinan.html>

【編集後記】

- ✓ 「在宅避難」には避難所で生活するより良い点は多くあると思います。其れには「在宅避難出来るかチェック」が必要です。（付岡）
- ✓ 気象庁の3ヶ月予報によると、今年の8月は暑くなるそうです。台風や大雨による被害が出ないことを願います。（鴨下）
- ✓ 防災マップのバリアフリー化（多言語化や触地図化）を望みます。（室伏）
- ✓ 二十四節気をご存知ですか。季節の変化が二十四節気になんて近づいている気がしています。（中島）